

○柳井地域広域水道企業団柳井市水道事業における水道料金の減免に関する取扱要領
(目的)

第1条 この要領は、柳井地域広域水道企業団水道事業給水条例（令和6年柳井地域広域水道企業団条例第7号。以下「条例」という。）第33条及び柳井地域広域水道企業団柳井市水道事業における水道事業給水規程（令和7年柳井地域広域水道企業団管理規程第6号。以下「規程」という。）第32条に規定する料金等の減免の取り扱いに関して、必要な事項を定めるものとする。

(減免の対象)

第2条 条例第3条に規定する給水装置の使用者又は所有者（以下「使用者等」という。）が、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該期分の水量を軽減し、水道料金を減額することができる。ただし、企業長が認めたものは、水道料金の軽減対象を2期分を越えない範囲とすることができる。この場合において、やむを得ない事情により漏水の発見あるいは修理が遅れた場合は、軽減期間を延長することができる。

- (1) 給水装置からの漏水で、地下漏水等、使用者等が善良な管理をもってしても、なお漏水の発見が著しく困難なもので、当該給水装置の修理が完了したものであること。
- (2) 給水装置及びその附帯設備（受水槽以下の装置及び水洗便所を含む。以下「給水装置等」という。）の漏水による水道料金が基準使用水量（前年度同一期間の使用水量。ただし、使用者等の使用状況により前3期分又は後2期分の平均とすることができる。）に相当する水道料金の5倍を超えるもので、当該給水装置等の修理が完了したものであること。
- (3) その他企業長が特に認めたもの

(減免の適用除外)

第3条 次の各号のいずれかに該当する場合は、減額の対象としない。

- (1) 使用者等が漏水を知ったり職員から指摘された日から翌々定例検針日まで、正当な理由なしに漏水の修理を怠ったとき。
- (2) 修理後1年以内の同一給水装置等の同一箇所からの漏水であるとき。
- (3) 給水装置等以外からの漏水であるとき。
- (4) 柳井地域広域水道企業団指定給水装置工事事業者以外の者が修理したとき。ただし、柳井地域広域水道企業団指定給水装置工事事業者に依頼することが困難でかつ修理箇所の給水装置等が構造材質基準に適合していることが認められる場合、減額の対象とする。
- (5) 修理完了日から1か月後まで、正当な理由なしに減免の申請を行わなかったとき。

(申請)

第4条 漏水による水道料金の減免を受けようとする者は、減免申請書（別記様式）を提出し、原則として次の各号のものを添付しなければならない。

- (1) 修理業者の請求書及び領収書のコピー

(2) 漏水時、修理時及び完了時の写真

(算定方法)

第5条 水道料金の減免の算定は、次のとおりとする。

- (1) 第2条第1号及び第3号による算定は、減免の対象となる使用水量から基準使用水量を差し引いた水量を漏水量とみなし、その2分の1を減免水量（1立方メートル未満の端数が生じた時は、これを切り捨てるものとする。）とする。
- (2) 前号により算定された水量による水道料金が基準使用水量に相当する水道料金の5倍を超えた場合は、5倍を超えない範囲において最高の水道料金に相当する水量とすることができる。
- (3) 第2条第2号による算定は、基準使用水量に相当する水道料金の5倍を超えない範囲において最高の水道料金に相当する水量を使用水量とし、その使用水量を超える水量を減免水量とする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は企業長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の日前に、水道料金の減免に関する基準（平成22年4月1日制定）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの要領の相当規定によりされたものとみなす。

別記様式（第4条関係）

減 免 申 請 書

年 月 日

(宛先)

柳井地域広域水道企業団企業長

申請者 住 所 _____

氏 名 _____

(又は名称) _____

電話番号 _____

柳井地域広域水道企業団水道事業給水条例第33条の規定により次のとおり減免の申請を
します。

減免の対象	料 金 手 数 料 その他 ()
減 免 理 由	
装 置 場 所	柳井市
用 途	
減 免 金 額	
摘 要	
(門戸番号)	(検針順番号)
	(登録番号)